

【新型コロナウイルス感染症に伴いビデオ会議で更新講習を実施いたします】

4月10日、厚生労働省より当面の間、更新講習を中止・延期あるいは通学を求めない形式での実施を行うよう連絡がありました。

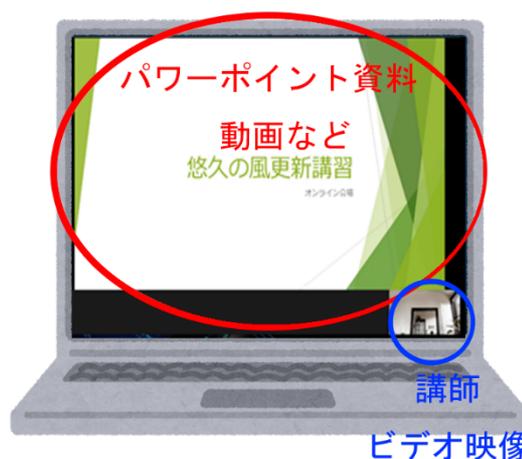
弊社では当面の間、テレビ会議で一部更新講習を行うこととし、厚生労働省にテレビ会議での実施許可を頂きました。

インターネット接続環境があればご自宅からご参加いただけますので地域を問わずご利用いただければと思います。

※特例措置により通学扱いで修了いただけます。

通学での講習と同じく

直接講師に質問いただけます。



※マイクのあるパソコン、スマートフォン、タブレット等が必要です。

※テレビ会議は無料ですが、ダウンロードやご利用時にかかるパケット通信料はお客様のご負担となります。

緊急事態措置実施期間中の講習の実施については、都府県知事により実施される緊急事態措置を踏まえ、対面による講習については通学を求めない形式による実施や、延期又は中止する等、適切に対応いただきたいこと。また、延期又は中止するものについては、速やかに受講者等に周知すること。

(4月10日事務連絡)

今般、「通学」については、必ずしも教室内に集合せずとも双方向のコミュニケーションが随時可能であるなど、通学と同等に講習の理解を促すことのできる形態での講習実施を時限的に「通学」と見なす運用とする。

例えば、講師と受講者のオンタイムでのコミュニケーションが可能なビデオ機能付き電話を活用した講義や、講習実施中に随時質問を受け付けられる仕組みを備えた上での動画配信等、通学と同等に講習の理解を促すことのできる形態であるものであれば、キャリア形成支援室が事前に確認した上で「通学」と見なすものとする。

(2月28日事務連絡)